

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】  
に対する市民意見提出手続の実施結果について

<p><b>【意見の内容】</b></p> <p>1 計画(素案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見                  2 施策の今後の進め方等に対する考えを述べた意見                  3 計画(素案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見                  4 その他の意見</p>	<p><b>【意見の反映結果】</b></p> <p>① 計画(素案)に記載済、又は現在実施中・実施予定                  ② 追加・修正あり                  ③ 追加・修正なし                  ④ その他</p>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
北九州市障害者支援計画（素案）全般について		1件	〔総数1件〕	
1	「社会的障壁」がわかりにくい表現なので、全体的にわかりやすい表現にしてほしい。	<p>社会的障壁については、障害者基本法及び障害者差別解消法で「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。国や本市においてもこの用語を用いて啓発を進めていることから、本支援計画でも同様に使用しています。</p> <p>本市では、平成29年12月20日に「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」が施行されました。この条例の施行を機に、「社会的障壁」やそれを取り除くための「合理的配慮」について、事業者や市民の一層の理解促進を図ってまいります。</p> <p>なお、「社会的障壁」の意味については、計画の概要部分及び用語解説において、説明しています。</p>	3	③
総論について		1件	〔総数1件〕	
第1章 計画の基本的な考え方		(0件)	(総数0件)	
第2章 本市の現状		(1件)	(総数1件)	
2	<p>「障害のある人」は、計画の対象では、「障害及び社会的障壁により(中略)制限を受ける状態にある人」とされているが、「障害のある人の数」においては、手帳交付者、公費通院患者数に限定されている。</p> <p>図中に記載はあるが、本文でも「障害のある人」の実数ではなく、手帳交付者、公費通院患者数である旨を記載してほしい。</p>	ご提案の趣旨を踏まえ、文言を追加します。	3	②

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】  
に対する市民意見提出手続の実施結果について

<b>【意見の内容】</b> 1 計画(素案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 施策の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画(素案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見	<b>【意見の反映結果】</b> ① 計画(素案)に記載済、又は現在実施中・実施予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他
---	--

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
北九州市障害者計画について		23件	〔総数23件〕	
第3章 北九州市障害者計画の概要		(0件)	(総数0件)	
第4章 具体的な取り組み		(23件)	(総数23件)	
分野1 生活の支援		(1件)	(総数1件)	
3	障害福祉サービスの利用にあたって、障害のある人が自らの意思を示すためには、障害の特性に応じた情報提供を確保しなければ、本人の理解につながらず、意思を決定することはできない。意思決定支援のため、合理的配慮をする場合には併せて「障害特性を理解した上で行うこと」が必要であることを、ぜひ記載してほしい。	障害福祉サービスの利用にあたっては、障害特性に応じて、例えば説明内容を絵や図を用いて視覚的に示すなどの合理的配慮を提供することとしています。 ご提案の趣旨を踏まえ、障害特性に応じた合理的配慮を提供することが分かるよう、文言を追加します。	3	②
分野2 保健・医療の推進		(3件)	(総数3件)	
4	難病患者に対する、医療従事者の理解促進をすすめてほしい。	今後も、障害のある人の保健・医療を支える医師などの医療従事者に対して、難病に係る専門的な知識や障害福祉の制度等の知識の普及を図るとともに、障害や障害のある人に対する合理的配慮の提供についても理解の促進を図ってまいります。	2	①
5	近年、こころの病気(精神疾患)で医療機関に通院している人が増えていることから、北九州市を心にゆとりもてるまちにしてほしい。	今後も、精神疾患の予防と早期発見・早期対応を行うとともに、学校、職域、地域における精神保健相談の充実等により、市民のこころの健康づくりを推進します。	2	①
6	市内に1～2名しかいないような難病患者の交流会や就労支援を充実してほしい。	これまで、難病患者の交流の場として難病カフェ(なんくるかふえ)を開催し、就労をはじめ様々な相談に応じてきました。また、疾病の種類は異なっても同じような症状がある難病患者の交流の場の提供も行ってきたところです。今後も更に、難病患者の交流促進や就労支援の充実を図ってまいります。	2	①

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】  
に対する市民意見提出手続の実施結果について

<p>【意見の内容】</p> <p>1 計画(素案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 施策の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画(素案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見</p>	<p>【意見の反映結果】</p> <p>① 計画(素案)に記載済、又は現在実施中・実施予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他</p>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
<b>分野3 地域包括ケアシステムの構築</b> (6件) (総数6件)				
7	グループホームの充実など、地域で生活できる支援を充実させてほしい。	新規グループホーム開設時の初期設備費助成による事業参入の促進やグループホームを利用する低所得者に対する家賃負担の軽減等を行うことで、身近な地域で自立に向けた生活を営むことができるよう、引き続き支援します。	2	①
8	重度の行動障害者への支援スキル向上のため、市主催の研修会を多数開催し、多くの支援者が参加するよう働きかけるとともに、その資質向上に努めてほしい。	障害福祉サービス事業所の従事者を対象とした研修等を行うとともに、教育・医療・就労等幅広い関係者に向けて行動障害のある当事者と家族への支援についての啓発を行ってまいります。	2	①
9	精神障害のある当事者であるピアサポーターを増やす研修を行うとともに、教育現場にも活動の場を提供してほしい。また、行政の現場にもピアサポーターの意見を取り入れてほしい。	ピアサポーターの養成事業は毎年継続して実施しています。また、教育現場でのピアサポーターの活動の場としては、大学の福祉科目の講義の中で、ピアサポーターが体験報告を行なうなどしています。 行政については、行政職員も対象とした研修会の中でピアサポーターの話を直接伺う機会を設けており、ご意見等を施策に反映してまいります。	2	①
10	障害のある人の家族も大変困っているので、支援の充実を図ってほしい。	今後も、「支援する人を支援する」という考えのもと、障害のある人を介護する家族に対する相談支援や、情報提供、当事者同士の交流などの取組みを充実してまいります。	2	①
11	訪問支援(アウトリーチ)を実施できる事業所は不足している。引きこもりの当事者、家族への訪問支援の提供を充実してほしい。	ひきこもりの当事者、家族への支援については、「ひきこもり地域支援センターすてつぷ」を拠点に、若者支援機関や就労等各関係機関と連携し、訪問支援の強化を図ってまいります。	2	①

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】  
に対する市民意見提出手続の実施結果について

<p><b>【意見の内容】</b></p> <p>1 計画(素案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見                  2 施策の今後の進め方等に対する考えを述べた意見                  3 計画(素案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見                  4 その他の意見</p>	<p><b>【意見の反映結果】</b></p> <p>① 計画(素案)に記載済、又は現在実施中・実施予定                  ② 追加・修正あり                  ③ 追加・修正なし                  ④ その他</p>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
12	難病地域協議会で話し合った内容は、難病Face bookの発信だけではわからないので、ホームページで公開してほしい。	難病対策地域協議会は難病法で、「難病患者や関係機関等が、相互に連絡を図ることによって、情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、支援体制の整備について協議を行う」ことを目的としています。 このため、協議会での構成員の発言内容は、協議会での議論のための参考として作成し、構成員に限って配布しているところです。ホームページでの公開は、協議会での構成員の自由・活発な発言に影響を与える可能性があることから現時点では考えておりません。	2	③
<b>分野4 教育の振興</b>		(0件)	(総数0件)	
<b>分野5 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進</b>		(5件)	(総数5件)	
13	障害者を対象とする北九州市職員採用選考において、難病を含めるとともに、職員募集の年齢制限を40歳までに拡大してほしい。	難病については、現行制度では、障害者雇用促進法における法定雇用率算定基礎の対象に定められていないため、障害のある人を対象とする正規採用の選考に加えることは困難な状況ではありますが、引き続き国や他都市の動向を見守っていきたいと考えております。 また、職員募集の年齢制限についても、今後国や他都市の動向を踏まえながら検討してまいります。	2	③
14	障害者しごとサポートセンターの就職後の支援として、業務の調整など企業への働きかけを充実させてほしい。	障害者しごとサポートセンターでは、障害のある人が就職後も安心して働けるよう職場訪問を行うなどのフォローアップを行っています。 今後も、平成30年4月から開始される就労定着支援サービスを行う事業所との連携を深めるなど、障害のある人の就職後の職場定着に向けた支援の充実を図ってまいります。	2	①

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】  
に対する市民意見提出手続の実施結果について

<p>【意見の内容】</p> <p>1 計画(素案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 施策の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画(素案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見</p>	<p>【意見の反映結果】</p> <p>① 計画(素案)に記載済、又は現在実施中・実施予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他</p>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
15	<p>難病の場合、長期入院にいたってなくても業務上の配慮が必要なことがあるが、見た目が普通であるため理解が得られない。</p> <p>通院などがネックになり応募の段階で職業選択が狭くなるため、働く場を広げるための企業への働きかけとして入社後法定有給休暇が発生するまでの6か月間に通院休暇を創設する働きかけをぜひ行ってほしい。</p>	<p>現在、国においては、難病患者の就労を進めるための事業者への働きかけとして、厚生労働省が「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を、また、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構障害者職業総合センターが「難病のある人の就労支援のために」を発行しています。この中で、主治医と連携しながらの仕事と治療の両立のあり方や、難病患者の特性をふまえた業務調整や環境整備などの具体的な支援についての例示をするなど、難病患者の就労を進めているところです。</p> <p>ご要望の「通院休暇の創設」については、国のガイドラインで、「休暇制度、勤務制度について、各事業場の実状に応じて検討、導入し、治療のための配慮を行うことが望ましい」とされていることから、本市としても、これらのガイドラインなどを広く周知することで、難病患者の就労を支援してまいります。</p>	2	①
16	<p>ハローワークや障害者職業センターにおける難病の人に対する求人も含めた支援を充実してほしい。</p>	<p>ハローワーク(公共職業安定所)では、ハローワーク福岡東に難病患者就職サポーターを置き、難病患者への支援を行っています。また、福岡障害者職業センター※においても難病患者への支援を行っています。</p> <p>本市においても、これらの国等の取り組みについて周知に努めるとともに、難病患者の就労支援を進めてまいります。</p> <p>また、難病を含め、障害のある人の雇用を促進するために、引き続き、企業に対し障害のある人の雇用に対する理解の促進に取り組んでまいります。</p> <p>※(地域)障害者職業センター 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する障害のある人のための就労支援機関。</p>	2	①

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】  
に対する市民意見提出手続の実施結果について

<p><b>【意見の内容】</b></p> <p>1 計画(素案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見          2 施策の今後の進め方等に対する考えを述べた意見          3 計画(素案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見          4 その他の意見</p>	<p><b>【意見の反映結果】</b></p> <p>① 計画(素案)に記載済、又は現在実施中・実施予定          ② 追加・修正あり          ③ 追加・修正なし          ④ その他</p>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
17	就労継続支援A型・B型事業所では工賃よりもサービスを利用する際の利用者負担金額が上回り、赤字になるケースがあることから、小規模共同作業所をなくさないでほしい。	就労継続支援事業所の利用において、A型については最低賃金保障、B型についても工賃の下限が指定されています。また、各サービスの利用者負担は、所得に応じて免除、減免されるなど、利用者ごとに状況は異なるものの、障害のある人が安心して事業所を利用しながら就労に繋げることができるサービスを提供しています。 小規模共同作業所については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、法に基づく日中活動系サービス事業所への移行を推進することとされています。本市においては、障害福祉サービス事業所が充足されている状況を踏まえ、小規模共同作業所の障害福祉サービス事業への移行を促進することとしています。	2	③
<b>分野6 芸術文化活動・スポーツ等の振興</b>		(1件)	(総数1件)	
18	障害者の芸術文化スポーツを市民に啓発する機会をもっと設けてほしい。	障害者スポーツや障害者芸術の普及・啓発は、障害のある人の社会参加の推進はもちろんのこと、市民に障害のある人の理解を促進することにつながります。ご指摘のとおり、障害者スポーツや障害者芸術文化の普及・啓発に取り組んでまいります。	2	①
<b>分野7 生活環境の整備</b>		(0件)	(総数0件)	
<b>分野8 情報アクセシビリティの向上</b>		(0件)	(総数0件)	

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】  
に対する市民意見提出手続の実施結果について

<p><b>【意見の内容】</b></p> <p>1 計画(素案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 施策の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画(素案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見</p>	<p><b>【意見の反映結果】</b></p> <p>① 計画(素案)に記載済、又は現在実施中・実施予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他</p>
---	--

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
<b>分野9 安全・安心の実現</b>		(1件)	(総数1件)	
19	今後も「災害時障害者サポートマニュアル」の普及を推進してほしい。	<p>「災害時障害者サポートマニュアル」は、障害の種類別に対応した支援方法を理解し、避難所運営と避難誘導行動を円滑に行えるようにするために作成したものです。</p> <p>マニュアルは、避難所運営に携わる市職員や避難所施設管理者だけでなく、自治連合会や民生委員・児童委員などにも広く配布しています。</p> <p>今後も、災害時のみならず、障害のある人の特性とその特性に応じた支援の方法について理解を広めるため、「災害時障害者サポートマニュアル」を活用した普及に努めてまいります。</p>	2	①
<b>分野10 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</b>		(3件)	(総数3件)	
20	障害者差別解消条例などについて、市民への周知を行ってほしい。	<p>障害者差別の解消の推進にあたっては、事業者や市民が障害や障害のある人について正しく理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが重要です。</p> <p>そのため、本市ではその取組みにあたって、行政だけでなく、障害のある人やその家族等と協働して、啓発活動を推進することを条例に明記しています。</p> <p>今後は、本市条例の内容を広く市民に周知するために、パンフレットや市政だより、ホームページ等を活用するとともに、事業者に対しては商工会議所を通じた市内企業への周知を行うなど積極的な啓発活動を実施してまいります。</p>	2	①
21	障がい者を理由に不利なことや不当な態度を取られた際に救済してくれる機関を設けてほしい。	<p>障害者差別に関する相談については、平成28年4月から開設した「障害者差別解消相談コーナー」で専門の相談員が対応しています。</p> <p>それでもなお解決が困難な場合は、本市条例に基づいて設置する「北九州市障害者差別解消委員会」が助言又はあっせんを行うことにより、市として相談から紛争の解決まで一貫して対応してまいります。</p>	2	①

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】  
に対する市民意見提出手続の実施結果について

<p><b>【意見の内容】</b></p> <p>1 計画(素案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見          2 施策の今後の進め方等に対する考えを述べた意見          3 計画(素案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見          4 その他の意見</p>	<p><b>【意見の反映結果】</b></p> <p>① 計画(素案)に記載済、又は現在実施中・実施予定          ② 追加・修正あり          ③ 追加・修正なし          ④ その他</p>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
22	精神障害者の人権保障を確保してほしい。 (措置入院のあり方、身体拘束などの人権侵害の排除)	措置入院のあり方や身体拘束については精神保健福祉法に規定があり、その運用にあたっては、特に人権への配慮が求められています。 措置入院者等について、その入院の必要性や処遇に関して審査を行う機関である精神医療審査会の適切な運営や、障害者虐待防止の取り組み等をとおして、精神障害のある人の人権の確保に努めてまいります。	2	①
分野11 広報・啓発の推進 (3件) (総数3件)				
23	「社会モデル」の考え方について市民の理解を深める旨が記載されていることは評価できると思う。	「社会モデル」とは、障害は個人の心身の機能のみに起因するもの(医学モデル)でなく、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営む上で障壁となる「社会的障壁」と相対することによって生じるとする考え方です。 社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」は、社会モデルの考え方を踏まえていることから、障害者差別の解消を推進する上でも、その理解を深めていくことが重要であると考えています。	1	①
24	障害のある人に対する理解の促進において、障害とは手帳を保有している人だけではないことを強調してほしい。	ご提案の趣旨を踏まえ、文言を追加します。	3	②
25	学校においても障害や障害のある人について、情報提供を行うなど、子ども達にも理解を深める取り組みを行ってほしい。	現在、子どもたちの人権意識の向上につなげるため、学校のみならず、家庭教育学級や生涯学習の場面においても、本市独自の人権教育教材「新版いのち」等を通じた障害者理解の促進を図っています。 また、学校において、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を継続的に行っており、今後とも障害をはじめとした人権教育の充実を図ります。	2	①



(次期)北九州市障害者支援計画【素案】  
に対する市民意見提出手続の実施結果について

【意見の内容】	【意見の反映結果】
1 計画(素案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 施策の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画(素案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見	① 計画(素案)に記載済、又は現在実施中・実施予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
北九州市障害福祉計画及び北九州市障害児福祉計画		4件	〔総数4件〕	
第5章 計画の概要		(0件)	(総数0件)	
第6章 成果目標及び活動指標等		(4件)	(総数4件)	
1 成果目標		(1件)	(総数1件)	
26	福祉施設の入所者の地域生活への移行について、施設入所者数を「削減」するとしているが、無理に削り減らす印象がある。 成果目標値は、現行の計画同様、「減員数」と表記してほしい。	国の指針では、福祉施設の入所者の地域移行に伴う施設入所者数の目標について、「削減数」として設定するように求められていますが、ご提案の趣旨を踏まえ、文言を修正します。	3	②
2 活動指標		(1件)	(総数1件)	
27	「発達障害者地域支援マネージャー」については、発達障害児者の地域生活支援者として大いに期待している。 現在の発達障害者支援センターの職員が担うことは非常に厳しいと理解するが、できるだけ手厚い支援をお願いしたい。	北九州市発達障害者支援センターつばさは、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関の協働による包括的な支援の要となる重要な相談機関であり、今後は多様な連携の結び目をつくる仲介役として、その地域のマネジメント機能を更に高める必要があると考えています。 現在、本市には発達障害者地域支援マネージャーの配置はありませんが、こうした考えのもと、つばさの今後の役割と体制のあり方について、関係機関や関係団体の皆様とともに検討を進めてまいります。	1	①
3 地域生活支援事業		(2件)	(総数2件)	
28	芸術文化活動振興の出展数見込み数が、平成29年度の出展実績(200点超)より減少しているのはなぜか。	ご指摘のとおり、平成29年度は200点超でしたが、出展数は単年度では多少ばらつくこともあり、直近3か年の平均値を見ると、175点となっています。 今回提示した見込数は、この点も踏まえて設定しており、これまでの増加傾向も考慮した上で、平成32年度には228点まで増加する見込みとしています。 今後とも、より多くの方に参加いただくため、情報発信や障害者団体等への呼びかけなどの取組みを進めてまいります。	4	④

(次期)北九州市障害者支援計画【素案】  
に対する市民意見提出手続の実施結果について

<p>【意見の内容】</p> <p>1 計画(素案)の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見 2 施策の今後の進め方等に対する考えを述べた意見 3 計画(素案)の内容や表現に対して追加や修正を求める意見 4 その他の意見</p>	<p>【意見の反映結果】</p> <p>① 計画(素案)に記載済、又は現在実施中・実施予定 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ その他</p>
--	---

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
29	芸術文化活動に数値目標を設定するのはおかしいのではないかと。	計画にある数値は目標ではなく、見込まれる量を示したものです。国の指針では、障害福祉計画において、芸術文化活動を含めた社会参加支援事業についても事業の量を見込むことが定められています。 市が実施する事業について、その規模を見込み、併せて見込量に応じた施策の充実等を定めることは、障害のある人の社会参加の促進に繋がると考えます。	3	③
その他		3件	〔総数3件〕	
30	元号の変更が予定されている。表記はわかりやすく西暦表記にしたほうが良いのではないかと。	市が作成する文書の年や年度の表示は、国と同様に従来から原則として元号を使用しています。 今回、広く市民に周知する文書であることから、計画の総論部分で「計画期間」の表記において、分かりやすいものになるように元号と西暦を併記しました。	3	①
31	計画は頻繁に変更せず、計画期間を長くしてほしい。	今回の改定については、障害者計画は、国の新たな障害者基本計画(平成30年度～平成34年度)の策定に合わせるものであり、また、障害福祉計画は、国から指定された期間で作成を義務付けられている計画で、全国統一の計画期間となっています。 計画に基づいて施策を推進していくにあたっては、社会経済状況の変化や関係法令等の改正、社会保障制度改革等の動向にも対応できるよう、見直しを行う必要があると考えています。	3	③
32	難病対象のアンケートも約8000人中たった100人くらいでは実態はつかめないと思う。	難病のある人に関しては、現在、県が難病医療費助成制度を所管しており、市が独自に対象者の名簿を把握することが難しいことから、各関係団体への協力依頼や各種講演会会場、市ホームページなどによる広報により、調査協力者を募集し、前回と同様の協力者を得たところです。 なお、今回の計画策定にあたっては、実態調査の結果だけでなく、難病のある人や関係団体などからもご意見をいただくことにより実態の把握に努め、計画の策定の参考にしました。	3	③